

現在、全国各地で毎日のように埋蔵文化財の発見のニュースが、報道されています。このことは、別の面では開発、再開発に伴って、埋蔵文化財が現状変更を余儀なくされていることを示しています。首都圏に立地する上福岡市も例外でなく、小規模ながら徐々に開発の手が加えられているのが現状です。

本書は、これらの開発から文化財を守るため、昭和 62 年度に実施した、小規模開発に伴う記録保存のための発掘調査報告書であります。本年度の調査によって私達の祖先の姿がより一層浮彫りにされたことからみて、極めて重要な調査であったと言えます。

国や県などから補助金を受けて実施して参りました調査も、関係者・担当の努力で本年度で 10 年目となり、多くの資料・記録を得ることができました。その一部は、市立歴史民俗資料館で一般公開されております。これらは、先人の残した文化財を保護し、文化・歴史を知る糧として、本市の地域づくりにも大きく貢献していると確信しております。

この調査にあたって、文化庁・県教育文化財保護課・調査関係者・市関係各課の多くの方々から御指導・御協力いただき、ここに昭和 62 年度市内遺跡群発掘調査事業を完了することができました。誌上をもって厚く御礼申し上げる次第でございます。

昭和 63 年 3 月

I 調査に至る経過

当市は東京より至近距離にあるために宅地化が昭和 30 年代より始まり、現在まで進んできた。最近では農地の宅地化も鈍くなってきたが、近年は再開発の状況をも呈してきており、一方で民間の個人住宅建設も進行しつつある。

市では過去 9 年間、国庫補助を受けてこれらの民間の小規模開発に対処するため、埋蔵文化財の調査を実施してきた。今年度は、下記の 4 遺跡に対して、調査を実施した。これらの遺跡調査は、庁内関係各課と連絡調整して行ったものである。すなわち農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部建設課から開発次善協議建築確認などの申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は、遺跡地図と照会のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認し、そして遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事に対して工事主体者（原因者）に連絡し、事前協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘主体者となって調査を実施することになったものである。

(遺跡名・調査区・調査次)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(原因者)	(調査期間)
1 ハケ遺跡C地区第2次調査	福岡3-2068の1・2	1900 m ²	倉庫付住宅改築	星野昌三氏	4/16～5/29
2 長宮遺跡・第17次調査	中丸1-3-11	504 m ²	個人住宅の建設	星野光二氏	6/19～6/30
3 松山遺跡・第9次調査	築地1-1-50	288 m ²	個人住宅の建設	土屋利雄氏	10/1～10/3
4 川崎遺跡・第10次調査	川崎224-1	603 m ²	個人住宅の建設	日出間義男氏	11/24～11/30



0. 沼上遺跡 1. 川崎遺跡 2. 川崎貝塚 3. 上福岡貝塚 4. 川崎横穴群 5. ハケ遺跡
 6. 長宮遺跡 7. 城山城跡 8. 丸橋遺跡 9. 松山遺跡 10. 羽沢遺跡 11. 黒貝戸遺跡
 12. 打越遺跡 13. 水子大応寺前貝塚 14. 大井戸址遺跡 15. 東台遺跡 16. 鷺森遺跡

第1図 遺跡位置図 (1/37500)

II ハケ遺跡C地区第2次の調査

ハケ遺跡C地区は、武蔵野台地の縁辺にあたり、東側が荒川底地に面し比高7m程の急峻な崖面となっている。北側には小支谷が開析されており、現在はそれに沿って道路が付設されている。

これまで、ハケ遺跡C地区は、第1次調査として縄文中期後半の住居跡5基、土坑12基、平安次代の住居跡2基が検出されている。今回の調査区は第1次調査区の南西にあたっており、東側の崖面から約70m程奥まった地点である。したがって遺跡の範囲の限界に近いところにあたると考えられていた。しかしこの地は早くから宅地化が進んでいたため、地表面から遺跡の範囲を想定することは不可能でもあった。

この地に改築の申請があったのは、昭和62年1月のことであった。この段階で、遺跡の範囲を確認することを第1として、遺跡の保存およびかかる経費について、事前協議がもたれたが、解体する旧家屋が文化財の価値を有することも明らかとなった。

また再開発における倉庫付住宅を建築する範囲外は、現状では舗装された駐車場であったが、その上に再

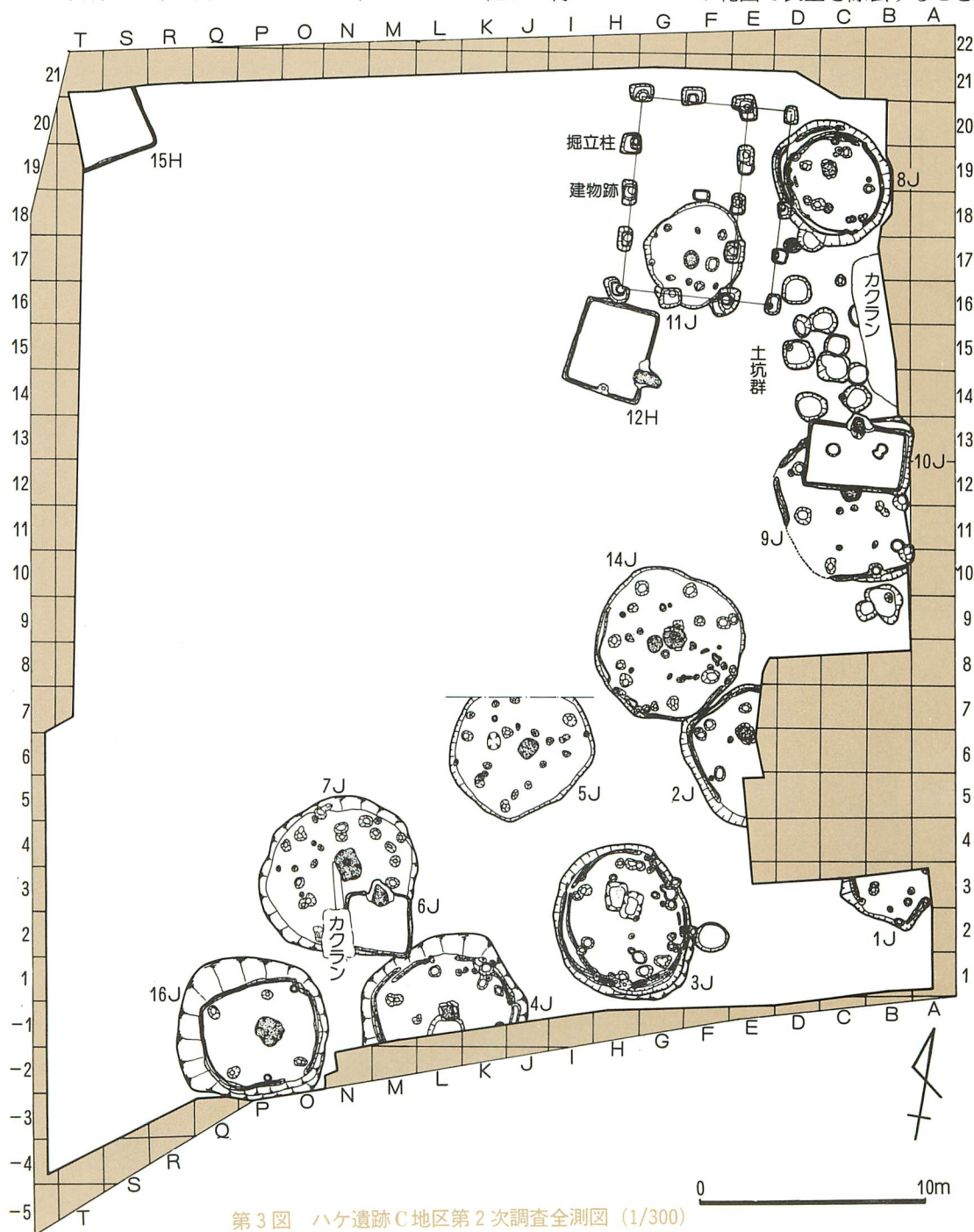


第2図 ハケ遺跡C地区・川崎遺跡位置図 (1/5000)

舗装を行う工事も伴っていた。そこで、今後駐車場予定地については、調査が不可能となる可能性が強く、事前の調査の必要性が痛感されるようになった。

そこで、県文化財保護課へ遺跡の保存について問い合わせたところ、調査費用を折半して、その一部を国庫補助事業として実施されたいと指導を得た。旧家屋の解体保存のために調査区をおよそ3回に分けて調査を行う必要があったため、すみやかな調査をすべく、表土及び盛土の除去について重機を使用することにし、さらに調査中の廃土作業に重機を使用する計画をたてた。かかる調査の費用については、重機については原因者が負担し、その他人件費については教育委員会が負担する合意に達し、県文化財保護課の了解をも得て、記録保存の調査を実施することになった。

調査は、昭和62年4月16日に1～7区——A～N区まで約14m×27mの範囲で表土を除去することから



第3図 ハケ遺跡C地区第2次調査全測図 (1/300)

開始した。さらに南東隅および北東隅の土地境界杭を基準にして、南北に2mおきに1〜22区、東西にA〜V区としたグリッドを設定した。廃土置場は1〜8-O〜U区に設定した。なお、4〜8-A〜E区については、旧家屋を残して現状のまま使用することから、調査対象から除外した。

しかるのちに、遺構の精査に努め、住居を確認したことから第1、2、3、4、5、6、7号住居の調査に移行した。第7号住居は、廃土置場にかかっていたため、廃土を除去した段階で残りの部分を調査することにした。すべての遺構の図面化と写真撮影を終了した後、この地区を廃土置場にすることにして、次の調査に取り掛かった。

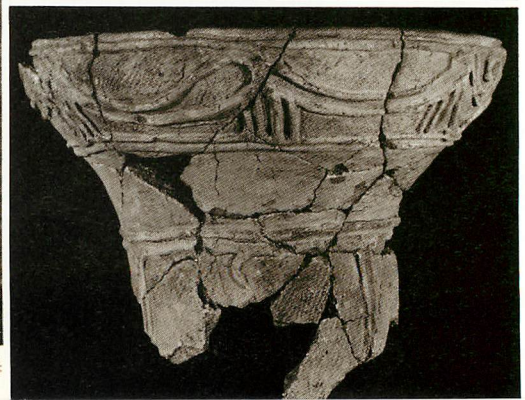
続いて、9〜21-A〜U区の表土の廃去をし、グリッド設定を行った。廃土の範囲も広大であったので、廃土を開始したA〜G-15〜21から遺構の精査に努めてから順次第8、9、10、11、12、13、14、15号住居の調査に移行した。この範囲には、現在の家屋以前の家屋跡も存在しており、攪乱の跡も著るしかったが、第11号住居の調査中に、平安時代の掘立柱建物跡を検出することができた。

これらの遺構の調査終了後、続いて、廃土置場であった第7号住居の未調査区を含む調査未了区のO〜U-1〜8および-1〜-5区の廃土、および遺構の精査に移行した。その結果、第16号住居を検出し、既に確認していた第7号住居の残りを同時に調査し、図面化、および写真撮影などのすべての作業を終了した。器材の撤収を行い、作業を終了したのは昭和62年5月29日である。

調査によって、縄文時代中期加曽利E式期の住居跡13基、同土坑16基、平安時代の住居跡3基、同掘立柱建物跡1棟、時期不詳の土坑3基を確認した。このうち第13号住居は、調査区外へ大きくかかっていたため、明らかでない。

●第1号住居

北側部分が、調査対象外であり、現在使用の建築物があるため未調査である。およそ1／3程度の調査であり規模などについては不明。南東側に出入口の埋甕が確認されている。周溝は全周しないが、埋甕の周辺などに確認されている。加曽利E I式期。



上・第1号住居（西より）、右上・埋甕、右下・第1層出土土器

●第2号住居

先に述べた調査の工程上、北側部分の一部が後半に調査したものである。調査範囲は約1/2程であった。隅の丸い台形状となっている。4本主柱あるいは6本主柱の住居で、周溝が巡る。主柱の一部は重複しているので、2度程の建て替えを行っている。炉は周辺に石を配した石囲炉である。石の一部は抜き取られていた。床面に浅鉢形土器が伏せられ、覆土中からは連弧文系の土器が出土している。加曽利E I 式期。



左・第2号住居（南より）

上・第2号住居床面出土土器

中・第2号住居炉直上出土土器

下・第2号住居覆土上層出土土器

●第3号住居

南北7m20、東西6m程の大略楕円形を呈する5本主柱の住居で、周溝は2重に巡り、炉も2ヶ所確認された。炉は約1m20×80cmで方形を呈する。石が抜かれたと考えられ、本来は石囲炉と思われる。覆土には、集中的に土器破片や小礫を破棄した箇所が2ヶ所確認された。

出土遺物には連弧文系の土器と曾利系の土器が多かった。加曽利E II 式期。

右・第3号住居
（南より）



●第4号住居

南側は調査区外で、生活道路となっており、調査不能であった。壁は崩壊し斜面状を呈し、周溝は比較的浅く、北側に一部欠落する箇所があるが2重に巡る。主柱は2重に重り、建て替えを窺わせる。炉跡は方形で保存の良い石囲いであるが、新しい土坑が重複しているため半分が欠落している。加曽利E II式期。

●第5号住居

直径約6m20の大略円形を呈する。周溝は認められず、堀り込みも浅い。北側部分は後半の調査にかかったのであるが、重機操作の誤りから、壊滅した。主柱は、6本と思われるが、検討が未了である。南西部の壁際から内側50cm程の小ピットから埋甕が出土しているが、一部堅穴廃棄時に抜きとられたようで、全周していない。加曽利E II式期。

●第6号住居

第7号住居に重複した平安時代の住居跡である。西側部分の壁が、攪乱されているが、東西3m、南北2m80程の方形の住居である。カマドは煙道部が住居外へ大きく張り出している。カマド周辺および南側床面に密着して、土師器甕形土器、須恵器坏・椀形土器が出土している。国分期。

●第7号住居

前述したように2度に分かれて調査したものである。大略7m程の円形の住居である。周溝はない。炉跡は方形に近い楕円形の炉で、中央に埋甕を伴っていた。石で囲った炉であつたらしく、石が除去された跡があった。加曽利E II式期。



左・
第7号
住居の
炉体土
器



左・
第7号
住居出
土土器

上から・第4号住居（北より）・第5号住居（東より）・第6号住居（手前）と第7号住居（南より）・同後半の調査



●第8号住居

2軒の住居の重複である。北西部に周溝が2重に巡り、南西および東側の周溝は重複している。外側の周溝の住居が最も新しく、内側の周溝の住居よりも床面が10 cm 程高い。この新しい住居の炉は地床炉で、古い住居の覆土中に形成されていた。だが石が除去されていたか否かは、覆土中に形成されていたこともあって判然としない。また古い住居は、主柱が重複していることから、2度に亘る建て替えが行われていた。炉は一部に石が存在していたので、石囲炉であったと思われる。いずれも 加曽利 E I 式期。



●第9号住居

竪穴の掘り込みが非常に浅く、また北側に平安時代の第10号住居が重複していたため、壁面は南側に一部確認したにとどまるが、周溝から推定して長軸7 m20 程になろう。主柱は7本で、東側の柱穴が重複しており建て替えが行われている。南側の周溝にかかって埋甕が確認されている。加曽利 E II 式期。

●第10号住居

4 m50×3 m の長方形の住居で、短軸の中央にカマドが設置されている。周溝は全周するが、主柱はない。床面はカマド前から、カマドの対面の壁まで、幅2 m 程が非常に良く踏み固められ、東側、西側の壁より幅1 m の範囲は、非常に軟弱であった。国分期。



上から・第8号住居（南より）

- ・第9号住居（手前）と第10号住居（南より）
- ・第8号住居覆土上層出土土器
- ・第9号住居の埋甕

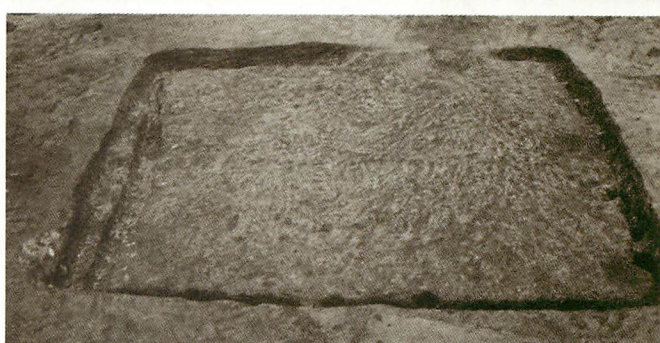
●第11号住居

4 m50×4 m の大略円形の住居で比較的浅く、周溝は無い。主柱穴は4本と考えられる。炉は地床炉であるが、側石が除去されたものらしい。加曽利 E II 式期。



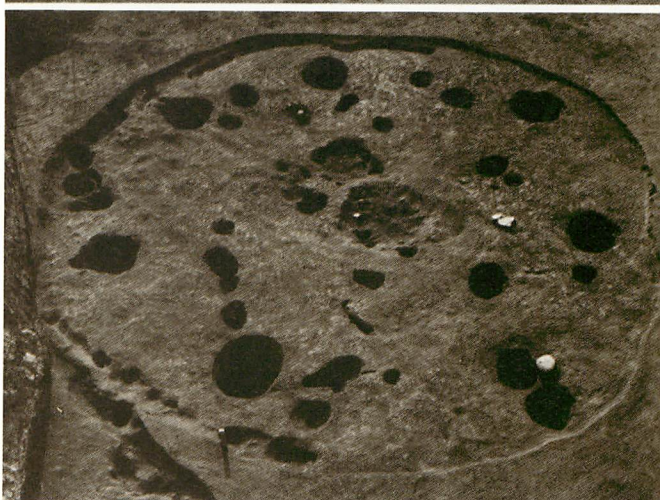
●第12号住居

4 m×3 m40 の長方形である。壁高は10 cm 程で浅いが周溝は全周している。カマドは東壁に付設され、カマド前を中心として住居南半分の床面が、非常に良く踏み固められていた。出土遺物は非常に少ないが土師器甕の破片が少量出土している。国分期。



●第14号住居

6 m60～6 m40 の大略円形の住居である。周溝は南西部に巡っているのみである。炉跡は東西方向に並列して2箇所検出された。両者とも石が除去された跡がある。西側の炉は、東側の炉に較べて小さく、西側の炉を中心として1 m80～2 mの円状に柱穴が分布し、さらに東側の炉を中心として2 m50～70の円状に柱穴が分布する。さらに後者の柱穴は重複したものがある。さらに埋甕は一部欠損したものを含めて3ヶ確認されていることから、3度に亘る建て替えが行われたことが判る。加曽利 E II 式期。



●第15号住居

調査区の北西隅に確認されたもので、住居の南東隅を検出したに留まり、規模については不明。壁高は非常に浅いが、周溝は全周するものと思われる。須恵器坏の破片が少量出土している。国分期。



●第16号住居

住居の壁が大きく斜面になり、崩壊したものと考えられる住居である。周溝は全周し、周溝のプランは隅の丸い台形を呈する。支柱穴は隅に4本検出している。炉は側石が除去されたらしく、側石の一部が炉中央に数点検出している。南側壁の中央直下に埋甕を検出している。覆土中からは、集石跡を1箇所確認している。加曽利 E II 式期。



上から・第12号住居跡(西より)
・第14号住居跡(東より)
・第16号住居跡(北より)
・第16号住居の埋甕

●土坑群

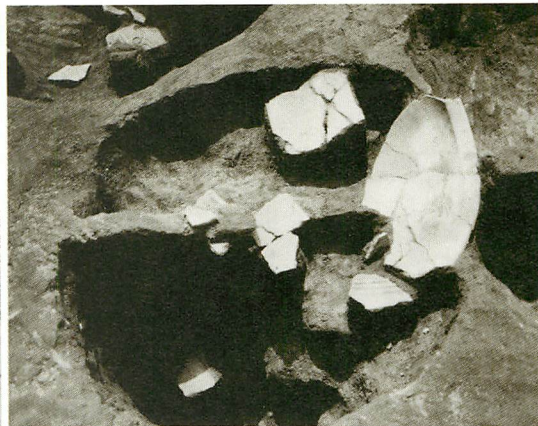
土坑は19基確認したが、1、2、3号土坑は時期不明の土坑である。他の土坑はいずれも縄文中期加曽利 E 式期のもので、14～17-C、D 区に集中して確認された。しかし、14～17-B 区にローム面から深さ1 m20



cm 程ばかり、攪乱されている。本来はより東側に土坑群が広がるものと思われる。

土坑は、いずれも円形を中心としたものであるが、規模については、直径 1 m20～80 cm 程の間にあたり多少の差異がある。全ての土坑ではないが、底面に直径 20 cm 前後の小ピットを伴うものが多い。

第 9 号土坑は、深鉢形土器が北側に底面より浮いて、横位の状態で出土し、さらに土坑中央部を囲むように深鉢形土器の大破片が出土している。第 10 号土坑は、中央に加曽利 E II 式期の底部を欠く深鉢形土器が直立して出土し、第 11 号土坑は、北西壁面に浅鉢形土器が置かれ、第 14 号土坑でも浅鉢形土器が西側壁の直下に底面に定着し、更に中央部に底面より若干浮いた状態で出土している。また、第 5 号土坑の確認面から、いわゆる耳飾りが出土している。これらの縄文中期の土坑群は、墓坑的性格が強く窺れるものであった。



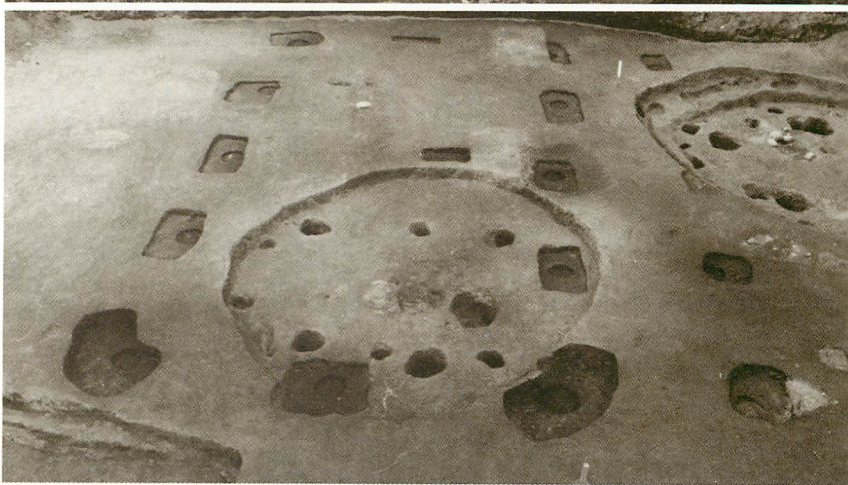
上・土坑群全景（西より）、中左・土坑 10、中右・土坑 11、
下左・土坑 6、下中・土坑 9、下右・土坑 10、各出土土器



●掘立柱建物跡

桁行4間(約8m70)、梁間2間(約4m70)で東面に廂が付いている。梁間2間の柱痕の間隔は東側が2m50、西側が2m20である。桁行4間の柱痕の間隔はほぼ一定である。柱痕は全て明瞭に検出され、直径20cm程であった。掘り方は南西、南東、北東の隅の3箇所が「く」の字状であり、他の北西隅を含む掘り方とは異った形状である。「く」の字状以外の形態の掘り方は、方形、長方形の2種に大別される。

ここで検出した「く」の字状の掘り方を呈する建物跡は、県内では入間地区に少なからず認められ、また神奈川県などにも検出されている。なお、数値については、調査時のメモを中心としたもので概数である。



上・調査風景
中上・掘立柱建物跡の柱痕検出時(南より)
中下・掘立柱建物跡の全掘時(西より)

右・上福岡市立第6小学校生徒の見学





10 玉製装身具（鷺森遺跡／縄文時代前期／第9－24～29図）



11 土製耳飾・石製垂飾品

（左からハケ遺跡C地区第2次土坑5、同第3次21号住居跡、滝遺跡丸橋地区第1次3号住居跡、長宮遺跡第10次／縄文時代前中期／左から図略、図略、第6－8図、第7－4図）



27 ^{かたい} 銚帶金具－表裏－
 (ハケ遺跡C地区第4次33号住居跡／奈良時代／図略／3.4cm×4.3cm)



28 掘立柱建物跡 (ハケ遺跡C地区第2次／奈良～平安時代／第4～40図)

Ⅱ 考 古

の円形土坑（M7）の中から見つかった。この他、深鉢の口縁部（17）が逆さになって出土しており、15cm離れた場所からは同一個体の胴下半部（18）が見つかった。

また、集石遺構と地床炉（F1・2）がこれらの近くで確認されている。

ハケ遺跡C地区第1次出土石器（第4-14図）

1（5住）は礫器。2（土坑1）は磨製石斧の破片。3～8（トレンチ出土）は打製石斧。9（土坑）は磨石。10（トレンチ）は敲石。11（3号住）は石皿。12（トレンチ）はヘラ状石器。13（トレンチ）は石匙。つまみ部は欠損している。14（トレンチ）は軽石。15～17（15・16は4号住）は石鏃。18（8号住）は石槍で片面のみ剥離されている。

○ハケ遺跡C地区第2次調査（第4-15図、文献49・本書）

ハケ遺跡C地区第2次1号住居跡（第4-16図）

北側部分は建築物があるため、未調査である。およそ1／3程度の調査であり、規模などについては不明。南東側に出入口の埋甕が確認されている。周溝は全周しないが、埋甕の周辺などで確認されている。加曽利EⅠ式期。

ハケ遺跡C地区第2次2号住居跡（第4-16図）

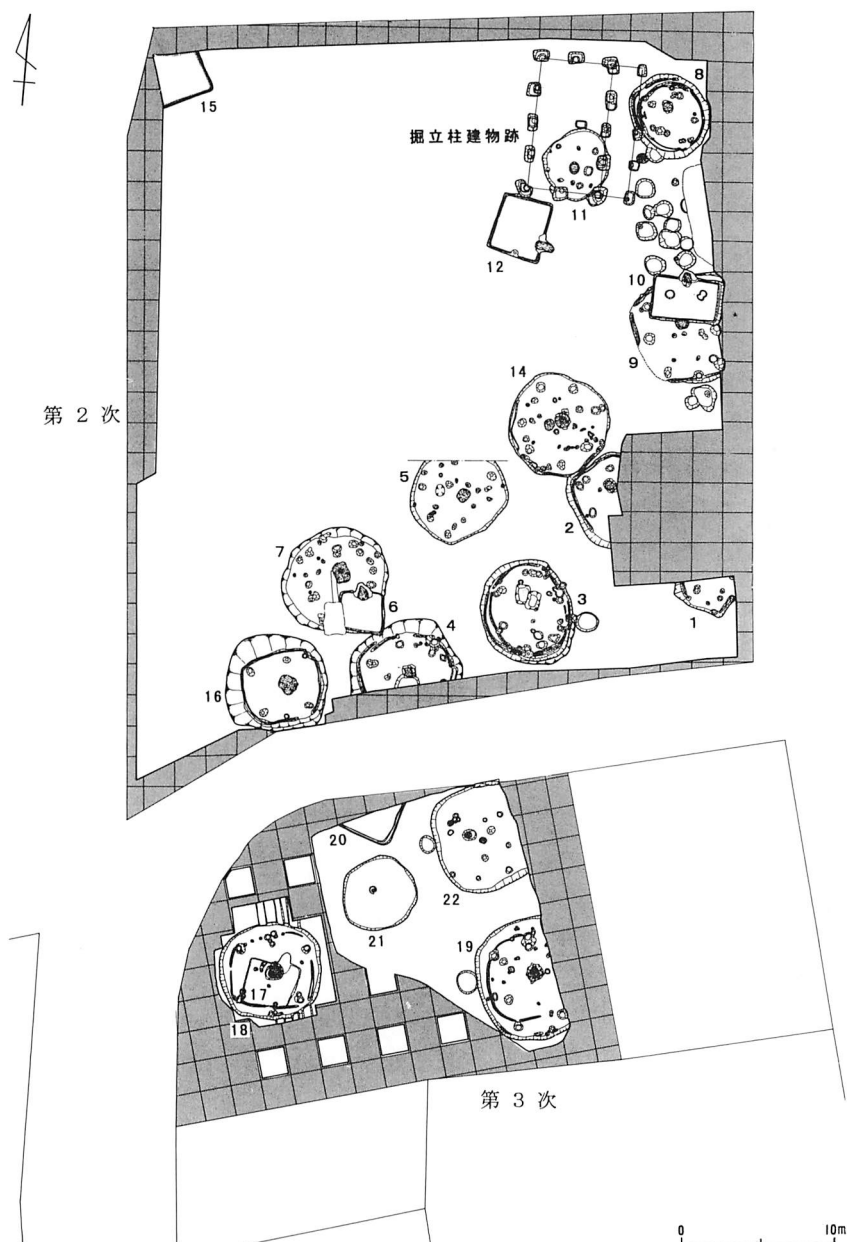
北側部分の一部を調査したものである。調査範囲は半分ほどであった。4本主柱あるいは6本主柱の住居で、周溝がめぐる。主柱穴は一部重複しているので、2、3回建て替えを行っていると考えられる。炉は周囲に石を配した石囲炉である。石の一部は抜き取られていた。床面には浅鉢が伏せられ、^{いしがいろいろ}覆土中からは連弧文系の土器が出土している。加曽利EⅠ式期。

ハケ遺跡C地区第2次3号住居跡（第4-17図）

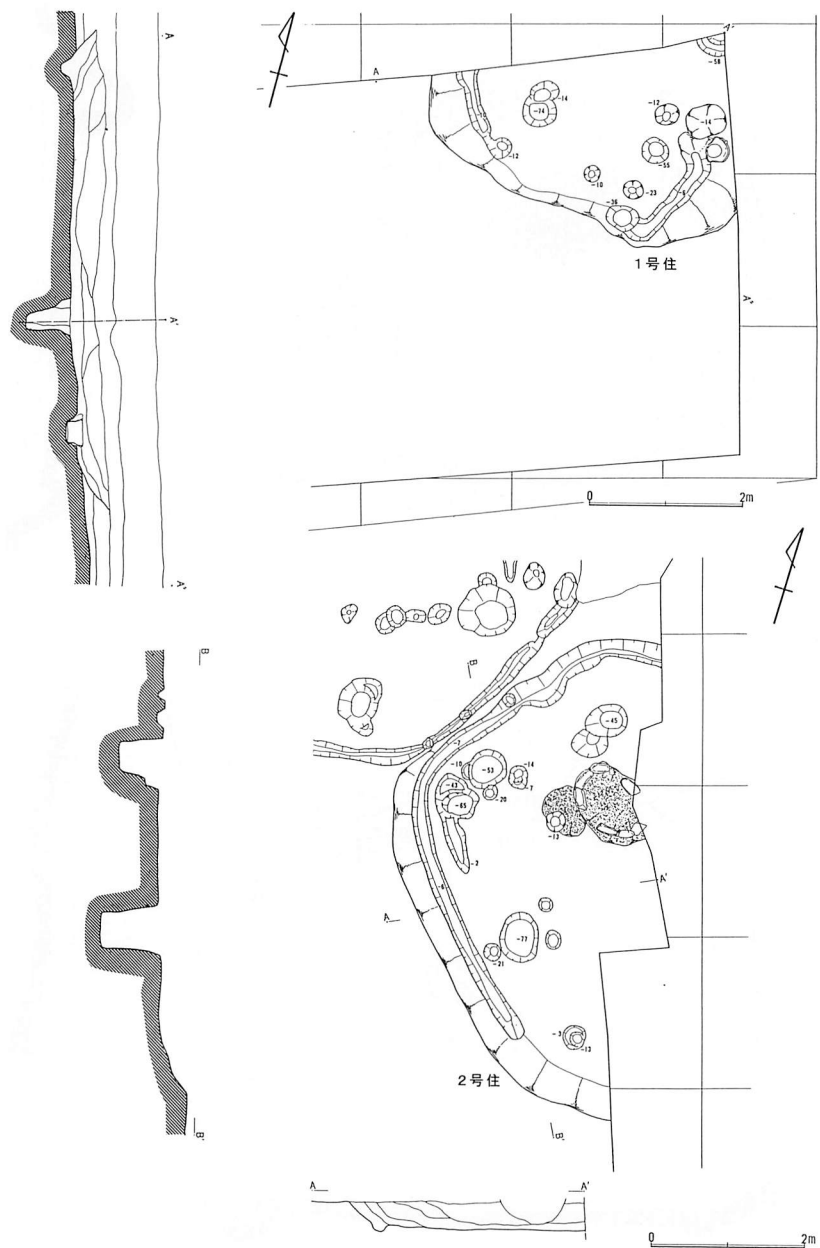
南北7m20、東西6mほどの大略楕円形をした5本主柱の住居で、周溝は2重に巡り、炉も2か所確認された。炉は約1m20×80cmで方形である。石が抜かれたと考えられ、本来は石囲炉と思われる。覆土には、集中的に土器破片や小礫を破棄した箇所が2か所確認された。出土遺物には連弧文系の土器と曽利系の土器が多かった。加曽利EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次4号住居跡（第4-17図）

南側は生活道路となっており、調査不能であった。壁は崩壊し斜面状で、

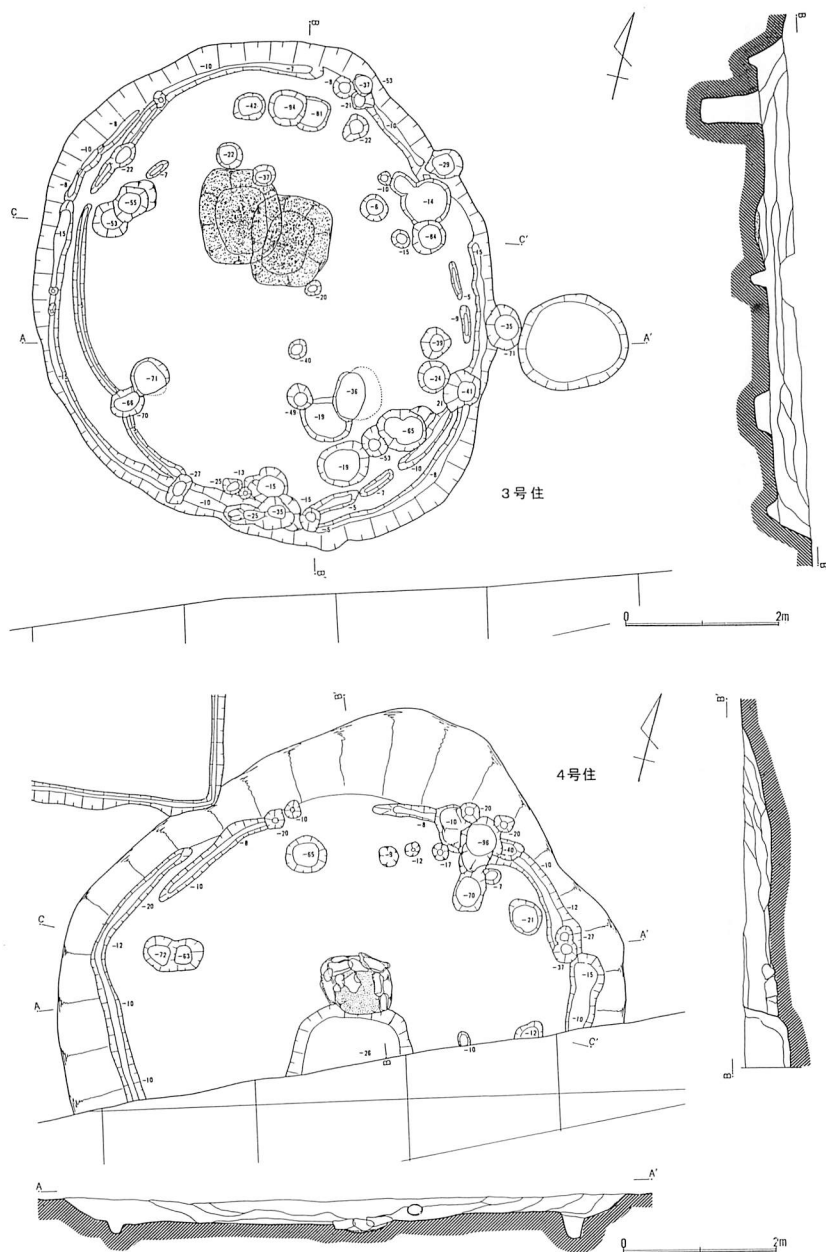


第4-15図 ハケ遺跡C地区第2次・3次遺構配置図〈1/500〉



第4-16図 ハケ遺跡C地区第2次1号住居跡(上)・2号住居跡(下)〈1/100〉

Ⅱ 考 古



第4—17図 ハケ遺跡C地区第2次3号住居跡・4号住居跡〈1/100〉

周溝は比較的浅く、北側に一部欠落する部分があるが2重にめぐり、主柱は2重に重なり、建て替えを窺わせる。炉跡は方形で保存の良い石囲炉であるが、新しい土坑が重複しているため半分が欠落している。加曽利EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次5号住居跡（第4-18図）

直径約6m20の大略円形。周溝は認められず掘り込みも浅い。北側部分は後半の調査にかかったのであるが、重機操作の誤りから壊滅した。主柱は6本と思われるが、検討が未了である。南西部の壁際から内側約50cmの小ピットの中から埋甕が出土しているが、一部堅穴廃棄時に抜き取られたようで、全周していない。加曽利EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次7号住居跡（第4-18図）

大略7mの円形住居である。周溝はない。炉跡は方形に近い楕円形の炉で、中央に埋甕を伴っていた。石で囲った炉があったらしく、石が除去された跡があった。加曽利EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次8号住居跡（第4-19図）

2軒の住居の重複である。北西部に周溝が2重にめぐり、南西および東側の周溝は重複している。外側の周溝の住居が新しく、内側の周溝の住居よりも床面が10cmほど高い。この新しい住居の炉は地床炉で、古い住居の覆土中に形成されていた。だが、石が除去されていたか否かは、覆土中に形成されていたこともあって判然としない。また古い住居は、主柱が重複していることから、2度にわたる建て替えが行われていた。炉は一部に石が存在していたので、石囲炉であったと思われる。いずれも加曽利EⅠ式期。

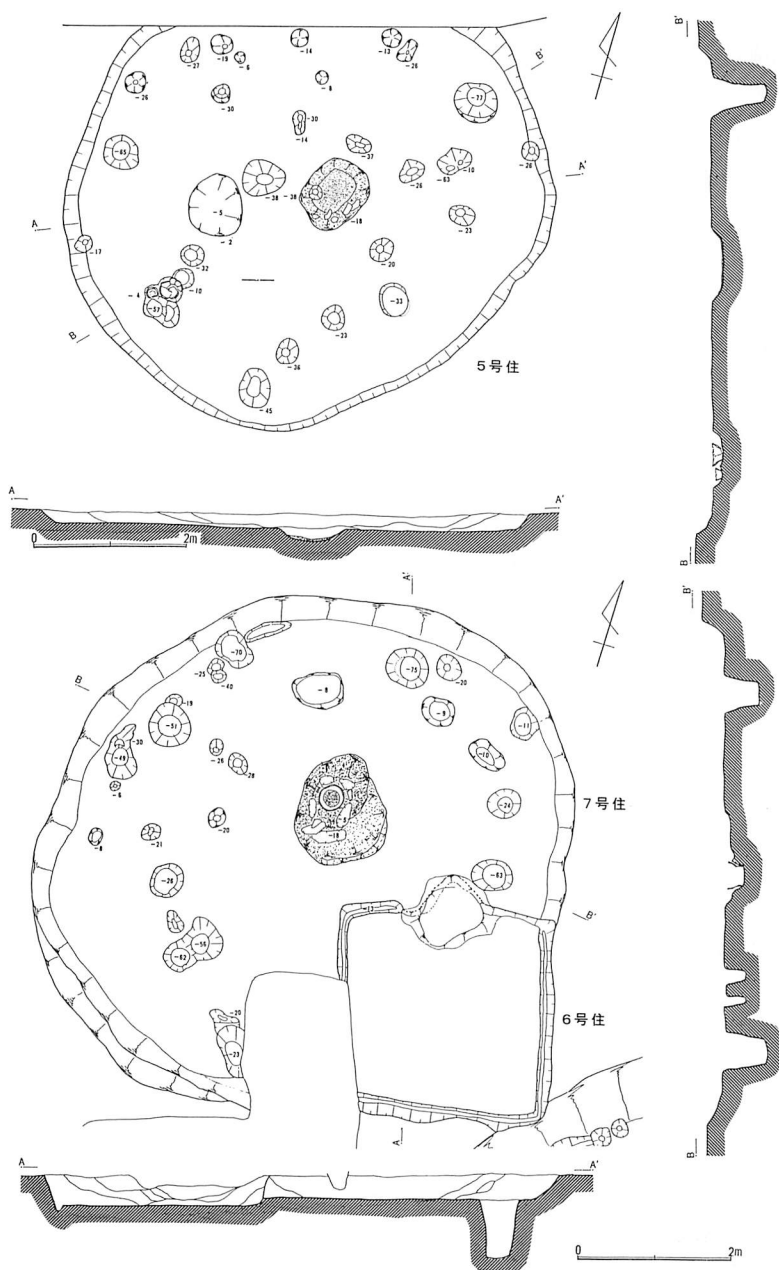
ハケ遺跡C地区第2次9号住居跡（第4-19図）

堅穴の掘り込みが非常に浅く、また北側に奈良・平安時代の10号住居跡が重複していたため、壁面は南側に一部確認したにとどまるが、周溝から想定して長軸7m20程度になろう。主柱は7本で、東側の柱穴が重複しており、建て替えが行われたと想定される。南側の周溝にかかって埋甕が確認されている。加曽利EⅡ式期。

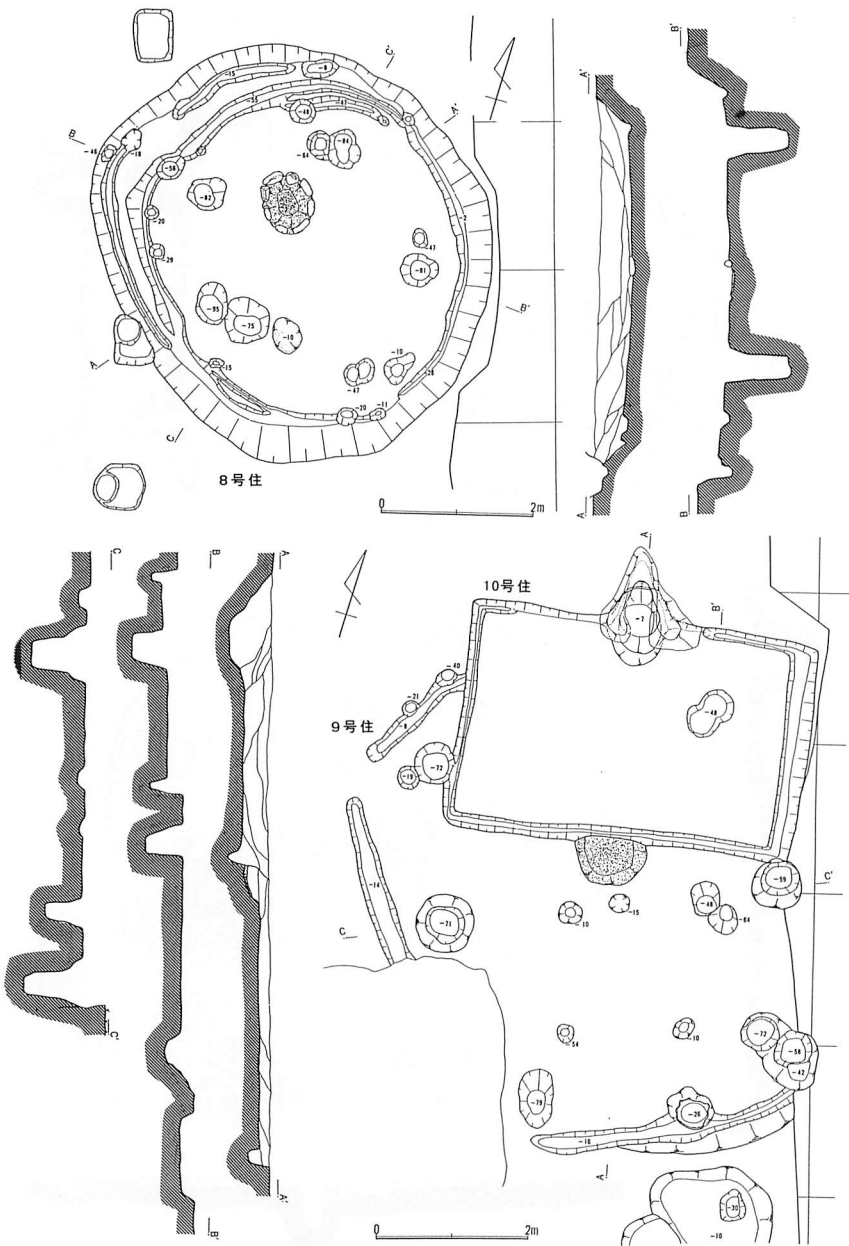
ハケ遺跡C地区第2次11号住居跡（第4-20図）

4m50×4mの大略円形の住居で比較的浅く、周溝はない。主柱穴は4本と考えられる。炉は地床炉であるが、側石が除去されたものらしい。加曽利

Ⅱ 考 古

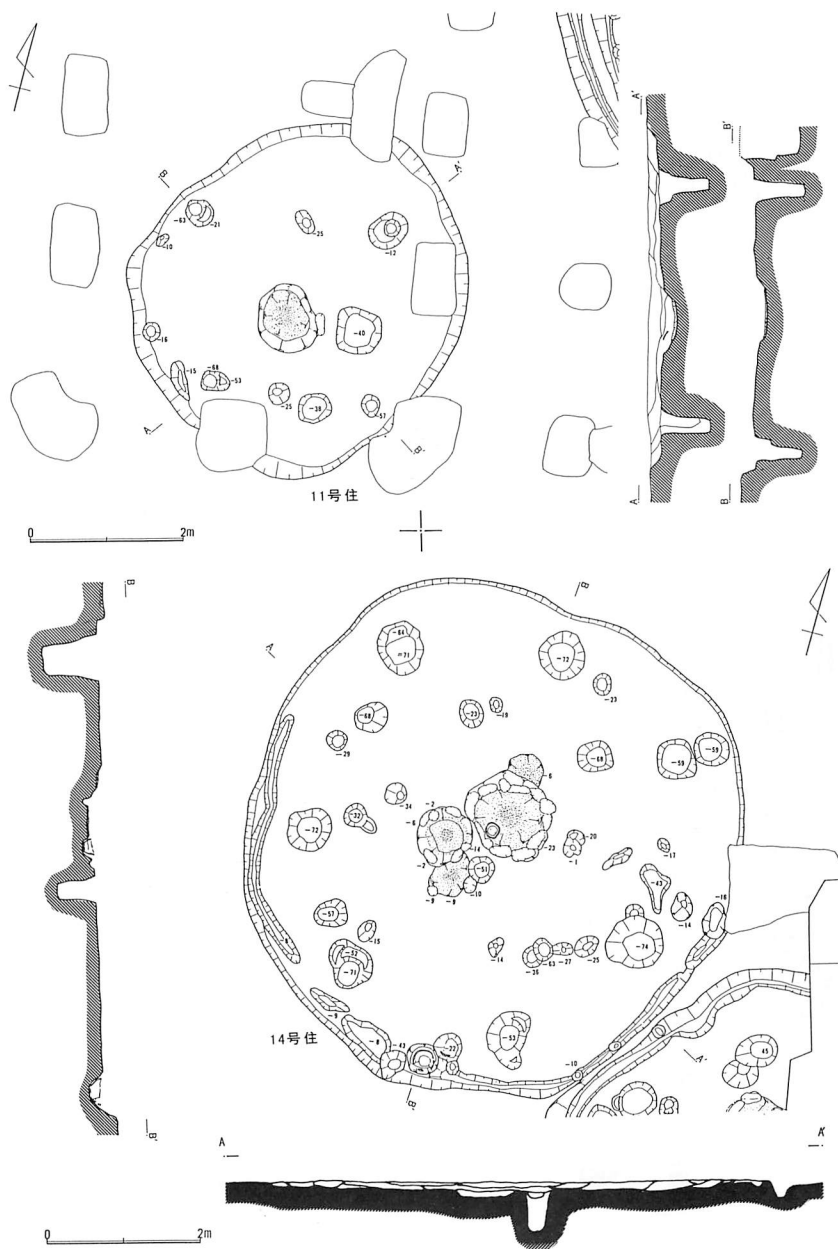


第4-18図 ハケ遺跡C地区第2次5号住居跡(上)、6号・7号住居跡(下) <1/100>



第4-19図 ハケ遺跡C地区第2次8号住居跡(上)、9号・10号住居跡(下) <1/100>

Ⅱ 考 古



第4-20図 ハケ遺跡C地区第2次11号住居跡・14号住居跡〈1/100〉

EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次14号住居跡（第4-20図）

6 m60～6 m40の大略円形の住居である。周溝は南西部に巡っているのみである。炉跡は東西方向に並列して2箇所見つかった。両者とも石が除去された跡がある。西側の炉は、東側の炉に比べて小さく、西側の炉を中心として1 m80～2 mの円状に柱穴が分布し、さらに東側の炉を中心として2 m50～70の円状に柱穴が分布する。さらに後者の柱穴は重複したものがある。さらに埋甕は一部欠損したものを含めて3個確認されていることから、3度にわたる建て替えが行われたことが判る。加曽利EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次16号住居跡（第4-21図）

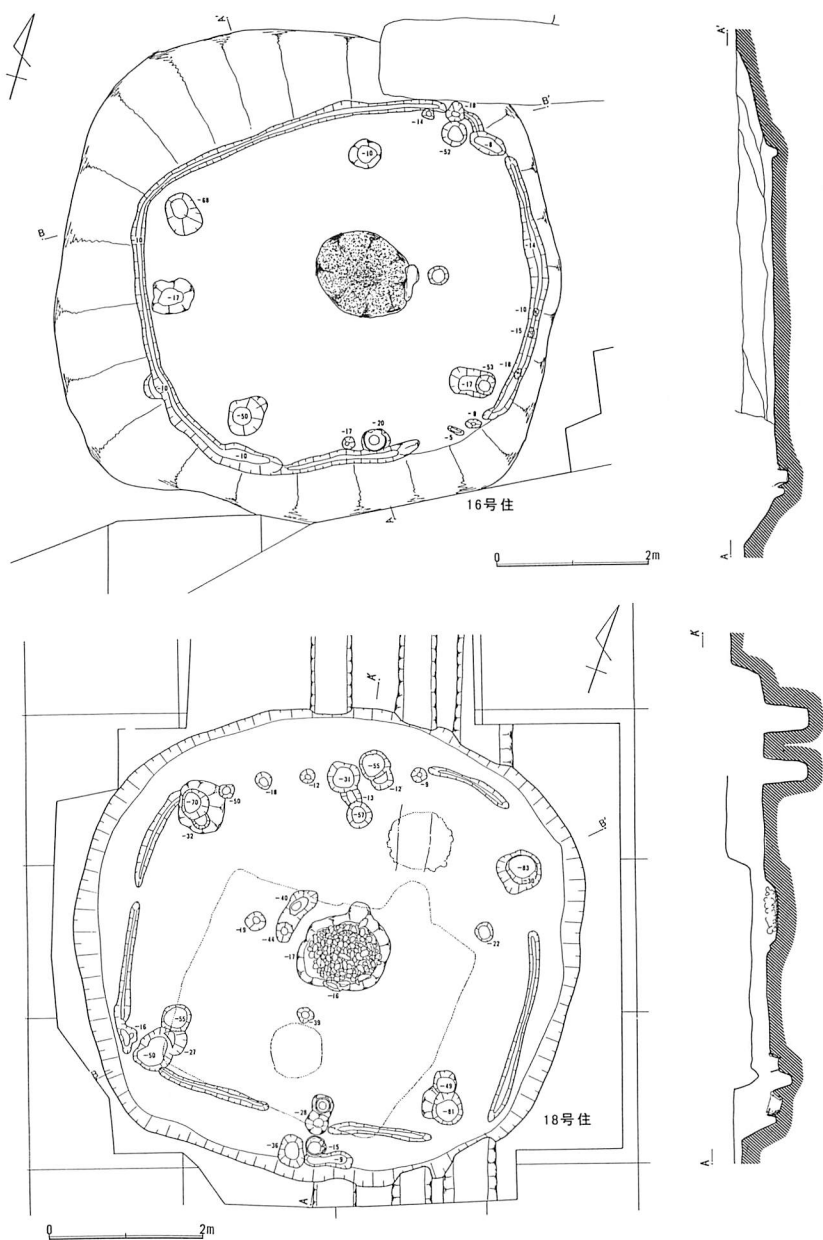
住居の壁が大きく傾斜面になっている住居である。周溝は隅の丸い台形状に全周している。主柱穴は4本見つかった。炉は側石が除去されたらしく、側石の一部が炉中央に数点確認されている。南側壁の中央直下に埋甕が出土している。覆土中からは、集石跡を1箇所確認している。加曽利EⅡ式期。

ハケ遺跡C地区第2次土坑群

土坑は19基確認されたが、1～3号土坑は時期不明の土坑である。他の土坑はいずれも加曽利EⅡ式期のもので、14～17-C、D区に集中して確認された。しかし、14～17-B区ではローム面から深さ1 m20ほど攪乱されている。本来はより東側に土坑群が広がると思われる。土坑はいずれも円形を中心としたものであるが、規模については、直径1 m20～80の間にあり多少の差異がある。すべての土坑ではないが、底面に直径20cm前後の小ピットを伴うものが多い。

9号土坑は、深鉢が北側の底面より浮いて、横位の状態で出土し、さらに土坑中央を囲むように深鉢の大破片が出土している。10号土坑は、中央に加曽利EⅡ式期の底部を欠く深鉢が直立して出土し、11号土坑では、北西壁面に浅鉢が置かれ、14号土坑でも浅鉢が西側壁の直下に底面に定着し、さらに中央部に底面より若干浮いた状態で出土している。また、5号土坑の確認面から、土製耳飾り（口絵11）が出土している。これらの縄文中期の土坑群は、墓坑的性格が強く窺われるものであった。

Ⅱ 考 古



第4-21図 ハケ遺跡C地区第2次16号住居跡(上)・第3次18号住居跡(下) <1/100>

Ⅱ 考 古

12・13・14・15は白色針状物質を含む。8世紀第4四半期頃に所属するものと考えられる。

ハケ遺跡C地区第2次6号住居跡（第4-18図）

7号住居跡に重複した平安時代の住居跡である。西側部分の壁が、攪乱されているが、東西3m、南北2m80の方形の住居である。カマドは煙道部が住居外へ大きく張り出している。カマド周辺および南側床面に密着して、土師器甕、須恵器坏・埴が出土している。9世紀末のもの（文献49）。

ハケ遺跡C地区第2次10号住居跡（第4-19図）

4m50×3mの長方形の住居で、短軸の中央にカマドが設置されている。周溝は全周するが主柱はない。床面はカマド前から、カマドの反対側の壁まで、幅約2mが非常に良く踏み固められ、東側と西側の壁より幅1mの範囲は非常に軟弱であった。出土遺物は東金子産の須恵器坏で、8世紀末頃のものと思われる（文献49）。

ハケ遺跡C地区第2次12号住居跡（第4-38図）

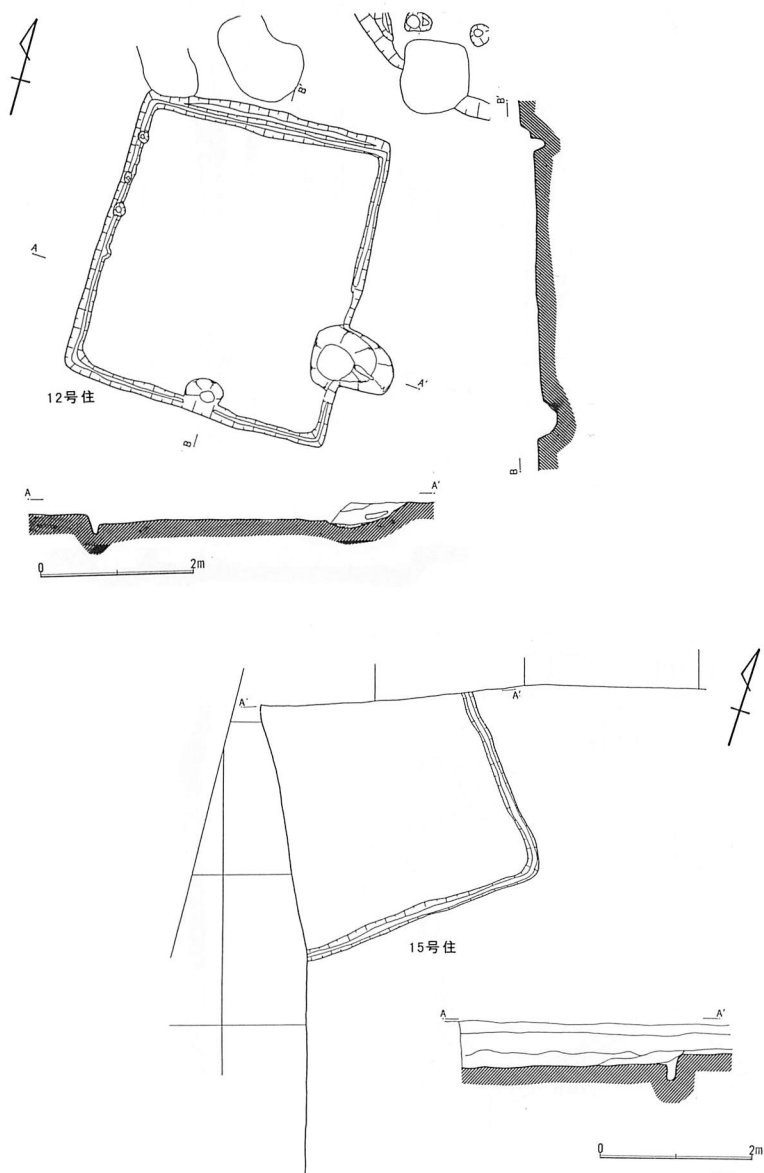
4m×3m40の長方形である。壁高は10cm程度と浅いが、周溝は全周している。カマドは東壁の南よりに敷設され、カマド前を中心として住居南半分の床面が非常に良く踏み固められていた。出土遺物は非常に少なく、土師器の甕の破片が少量出土しているのみである。9世紀後半のものであろう（文献49）。

ハケ遺跡C地区第2次15号住居跡（第4-38図）

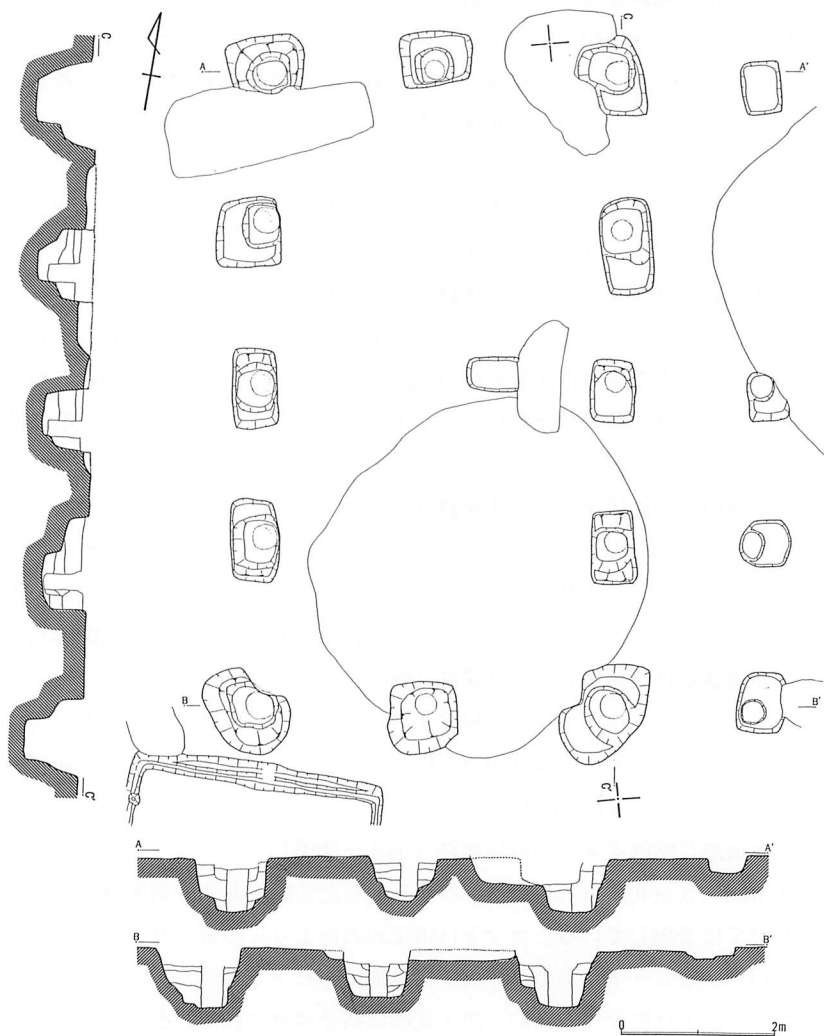
調査区の北西隅に見つかったもので、住居の南東隅を確認したにとどまり、規模については不明。壁高は非常に浅いが、周溝は全周するものと思われる。須恵器坏の破片が少量出土している。9世紀後半頃のものであろう（文献49）。

ハケ遺跡C地区第2次掘立柱建物跡（第4-40図、口絵28）

桁行^{けたゆき}4間（約8m70）、梁間^{はりま}2間（約4m70）で東面に庇^{ひさし}が付いている。梁間2間の柱痕の間隔は東側が2m50、西側が2m20である。桁行4間の柱痕の間隔はほぼ一定である。柱痕はすべて明瞭なもので、直径約20cmであった。掘り方^ほは南西、南東、北東の隅の3箇所が「く」の字状であり、北西隅を含む他の掘り方^{かた}とは異なった形状である。「く」の字状以外の掘り方は、方形、長方形の2種の形態に大別される。



第4-38図 ハケ遺跡C地区第2次12号住居跡・15号住居跡〈1/100〉



第4-40図 ハケ遺跡C地区第2次掘立柱建物跡〈1/100〉

Ⅱ 考 古

ここで確認した「く」の字状の掘り方の建物痕は、県内では入間地区に少なからず認められ、また神奈川県などでも見つかっている（文献49）。

ハケ遺跡C地区第3次17号住居跡（第4－39図）

18号住居跡の覆土中につくられていたものである。後世の溝によって住居の一部が破壊されている。東西3 m50、南北2 m90の長方形。周溝は西壁と南壁に認められる。カマドは北壁の東よりに設けられているが、大半が溝によって破壊されている。出土遺物は須恵器坏3点と赤焼けの須恵器坏1点、白色針状物質が多量に入った赤焼けの須恵器皿などである。これらは10世紀初頭のもと考えられる（文献50）。

ハケ遺跡C地区第3次20号住居跡（第4－23図）

調査区の関係で南東コーナー部のみの確認にとどまった。主柱穴は見つかっていない。出土遺物は南比企産の須恵器坏2点、須恵器碗、東金子産の須恵器坏1点、産地不明の須恵器坏などが出土している。これらは8世紀第3四半期頃のものと思われる（文献50）。

ハケ遺跡C地区第4次27号住居跡（第4－39図）

4 m×3 m80の方形。周溝は全周すると思われる。カマドは北東壁の中央に設置されている。主柱穴は見つかっていない。出土遺物は大概完形の須恵器坏3点と土師器甕の破片である。10世紀初頭のものであろう（文献 本書）。

ハケ遺跡C地区第4次32号住居跡（第4－24図）

粘土と焼土からなるカマドの痕跡が確認されたため住居跡としたが、規模等は不明である。焼土中より須恵器坏2点が重なって出土した。10世紀初頭のものであろう（文献 本書）。

ハケ遺跡C地区第4次33号住居跡（第4－26図）

3 m20×3 m40の方形になるしっかりとした住居である。周溝は確認部分においては全周している。カマドは南東辺の南よりに設置されており、貯蔵穴といわれるピットがある。床面上には他にもピットが見られるが、主柱穴になるものとは断定できない。出土遺物は銚^{みたい}帯金具（鉈^だ尾）が1点のみ床面から見つかった（口絵27）。それ以外の遺物は、1点も出土していない。時期は不明であるが、8世紀第3四半期頃であろう（文献 本書）。